

令和5年度 個人住民税のお知らせ

問合せ 税務課 町民税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

個人住民税（町民税・県民税）は、前年（令和4年）中の所得を基に計算されます。
令和5年1月1日現在で、神川町に居住している方が課税の対象です。

【個人住民税の納税通知書を発送します】

給与特別徴収の納税通知書は5月中旬にお勤めの事業所へ、普通徴収の納税通知書は6月上旬に納税義務者へ発送する予定です。

【申告書等の内容を確認・訂正する必要があります】

正しい課税を行うため、提出された給与支払報告書や申告書等の内容の確認を行い、次のような場合には訂正して住民税を課税いたします。

- ①扶養にとれない方を扶養控除対象としている場合
- ②その他の控除で、条件に当てはまらない控除を計上している場合
- ③計算誤りや記載の不備があった場合
- ④申告書の給与や年金の金額が、町に届いている給与支払報告書や公的年金等支払報告書の金額と異なっている場合
- ⑤その他、課税する上で何らかの訂正が必要な場合

【令和5年度(令和4年分)所得・課税証明書等は6月8日(木)から交付します】

証明書を交付できる方は、次の①～④に該当する方です。

- ①町民税・県民税の申告をした方
 - ②所得税の確定申告をした方
 - ③給与支払報告書が勤務先から町へ提出されている方
 - ④年金の支払報告書が町へ提出されている方
- 上記①～④に該当しない方は、町に課税資料がないため、申告をした後でなければ証明書を交付することができません。申告の内容や時期によっては、所得証明書等の発行まで2か月程度かかる場合がありますのでご了承ください。なお、収入がない方、家族の扶養になっている方も同様ですのでご注意ください。

また、16歳以上の国民健康保険加入者で①～④に該当しない方は、申告をすることにより国民健康保険税が軽減される場合がありますので忘れずに申告をお願いします。

マイナンバーカードを使用してコンビニのマルチコピー機から取得することも可能です。

手数料:100円（4桁のパスワードが必要）

令和5年1月1日および証明書取得時点において神川町に住民登録のある満15歳以上の本人のもので、最新年度分のみです。同世帯の方でも本人以外の証明書は発行できません。

取得可能時間 午前6時30分～午後11時 ※6月7日は終日メンテナンスのため、ご利用できません。



町ホームページ

【納付方法について】

◎普通徴収

主に自営業の方や会社を退職した方などが対象です。6月・8月・10月・翌年1月の年4回に分けて、納付書または口座振替により納付する方法です。

※コンビニやスマホ決済アプリからでも納付できます。詳細は町ホームページをご覧ください。

◎給与からの特別徴収

事業主が毎月の給与(年12回)から、対象者の住民税を差し引いて納付する方法です。

◎年金からの特別徴収

4月1日現在で65歳以上の公的年金受給者のうち、一定の要件を満たす方は、個人住民税が年金から差し引かれます。



町ホームページ

心身障害者の軽自動車税(種別割)減免制度について

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

次の表に該当する心身障害者が、要件を満たした場合、通院・通学や仕事等のために使用する軽自動車(障害者1人につき1台に限る)の減免を受けることができます。

申請期限 5月31日(水)まで ※毎年度申請が必要です。

要件 次のいずれかに該当する場合

- 車両の所有者もしくは運転者が該当者本人または、該当者と同一生計の方
- 該当者のみで構成される世帯が所有する車両で該当者を常時介護する方

申請場所 税務課

持ち物 ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉保健手帳と自立支援医療受給者証 ※原本

②運転者の運転免許証

③納税通知書

※その他、必要な書類が生じる場合があります。

※普通自動車が減免されている方は対象外です。

減免の対象となる障害の区分および級

手帳の種類および障害の区分		減免の対象となる障害の級
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級、3級
	体幹	1級から3級、5級
	聴覚	2級、3級
	視覚	1級から3級までおよび4級の1(4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08~0.1)
	音声または言語機能	3級(こう頭が摘出された場合に限りです)
	平衡感覚	3級
	上肢	1級、2級
	下肢	1級から6級まで
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能(上肢)	1級、2級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能(移動)	1級から6級まで
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1級から3級まで
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じます	
療育手帳	①またはA	
精神障害者福祉保健手帳	1級で、かつ精神通院医療を受けている方	

※障害名が「左半身不随」など複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの級(上肢〇級、下肢〇級など)を確認します。

災害に対する固定資産税の減免について

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

火災や風水害などで家屋(固定資産課税台帳に登録されている家屋)に被害を受けた場合、その被害の程度に応じて固定資産税を減免する制度が設けられています。

ただし、被災が軽微な場合には減免の対象にならないこともあります。

申請方法 減免を受けようとする方は、納期限の7日前までに「減免申請書」

に必要事項を明記し、必要書類を添えて税務課へ提出してください。

税額減免期間 申請年度の課税分のみ

対象 納期限到来前の税額分

持参するもの 罹災証明書、その他資料(写真等)

